

飼い主のいない猫 (野良猫)を減らして いくために

■野良猫を増やさないために

野良猫は、人間に捨てられたり、迷子になったり、繁殖制限がされなかったために生まれた猫です。

猫は、本能で行動しています。そのため、人間がルールを守り、正しい飼育をしなければなりません。

野良猫がかわいそうだからと餌をやるだけで、食べ残しやふん尿の始末をしない無責任な行為は、近所迷惑だけでなく、交通事故や病気、虐待などの危険にさらされる不幸な猫を増やすこととなり、野良猫を増やす原因にもなります。

野良猫への無責任な餌やりはやめましょう！

- ・野良猫によるトラブル
- ・野良猫が増えることは、「庭にふん尿をされた」「庭や畑を荒らされた」などのトラブルの原因となります。

- ・野良猫の遺棄
- ・野良猫を捕獲し、他の場所に捨てることは、遺棄にあたり動物愛護法違反となります。また、

捨てられた場所の方にも迷惑となります。

猫の飼い主は、次のことにご協力をお願いします

① 終生飼養

飼われている猫については、その命を終えるまで適切に飼う終生飼養をお願いします。

② 飼い主の明示

飼い猫に首輪、名札等をつけ、飼い主が明らかにできるように努めてください。飼い猫が、帰って来なくなったときや災害時に発見が容易になります。

③ 屋内での飼育

猫は快適な環境を整え、飼い主が良いコミュニケーションをとることで屋内でも暮らせます。交通事故や感染症等、屋外での危険から飼い猫を守るためにも、屋内での飼育にご協力をお願いします。

● 問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

会計年度任用職員募集

公益社団法人飛鳥村シルバー人材センターの職員を次のとおり募集します。

● 採用予定人数 1名

● 応募資格

55歳～62歳まで(令和6年3月31日現在)

エクセル・ワードの入力ができる方

● 勤務場所

公益社団法人 飛鳥村シルバー人材センター

● 勤務内容

安全管理業務および一般事務

● 勤務日および勤務時間

月曜～金曜(祝日を除く)
午前8時～午後4時(原則)

7時間(休憩時間を除く)

● 応募期間

11月6日(月)～24日(金)

● 応募方法

履歴書を持参
(午前9時～午後4時)

土曜・日曜および祝日を除く

● 応募・問合せ先

公益社団法人
飛鳥村シルバー人材センター

ワンコインサービス 事業のお知らせ

「ちょっとしたお手伝い」をはじめました。日常生活で困っている事柄はありませんか。

当センターの会員が30分以内で出来る事柄を「お手伝い」の気持ちでワンコイン＝500円で行います。皆さまのご利用をお待ちしております。

● サービス内容

- ・庭木・花の水やり
- ・ゴミだし
- ・洗濯物干し
- ・電球の取り替え
- ・ストーブの給油
- ・日常の清掃
- ・季節家電の入れ替え
- ・その他困り事で簡単にお手伝いできる作業

※お気軽にご相談ください。

● 申込み・問合せ先

公益社団法人
飛鳥村シルバー人材センター



海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

11月14日(火)

- ① 午後1時30分～2時20分
- ② 午後2時30分～3時20分
- ③ 午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

11月16日(木)

- ① 午後1時～1時50分
- ② 午後2時～2時50分
- ③ 午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター
☎ 69-8181
FAX 69-8180



住民のための 成年後見制度勉強会

「相続税の基礎のきそ〜いざというときの安心のために〜」

●講 師

税理士 吉野 仁氏

●日 時

12月2日(土)

午前10時～午前11時30分
(受付 午前9時30分～)

●場 所

蟹江町中央公民館 研修室(蟹江町学戸三丁目3番地)

●対 象

定員 30名

●申込方法

次の二次元コードまたはEメール(shien@amanankenrinet)でお申込みください。



成年後見制度勉強会

●申込期限

11月24日(金)

●問合せ先

海部南部権利擁護センター
☎ 69-8181
FAX 69-8180
(平日 午前9時～午後5時)

全国一斉「女性の権利 ホットライン」強化週間 の実施について

DV、ストーカー、セクハラ・パワハラ・モラハラなどのハラスメント行為、女性をめぐる様々な人権問題について、左記のとおり強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

●日 時

11月15日(水)～21日(火)
午前8時30分～午後7時
ただし11月18日(土)・19日(日)は、午前10時～午後5時

※強化週間以外の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分

●相談専用電話

(女性の権利ホットライン)

☎ 0570-070-8110

●問合せ先

名古屋法務局人権擁護部
☎ 052-952-8111
(内線1483)

海部南部水道企業団 募集

水道メーターの検針員を募集しています。

●業務内容

奇数月の1日から20日の間に検針機器を用いて、水道メーターの検針を行います。

●応募資格

年齢が20歳から60歳までの健康な方。

海部南部水道企業団の給水区域内または近隣に居住する方
詳しくは、海部南部水道企業団のホームページをご覧ください
か、次の問合せ先にお問合せください。

●問合せ先

海部南部水道企業団 業務課
☎ 3213111



枯れ草除去のお願い

猛暑が続いた夏も終わり、秋風が吹き始め過ごしやす季節となりました。夏の間に青々と生い茂った雑草も徐々に枯れ、大変燃えやすい状態となります。乾燥した枯れ草は、たばこの投げ捨てや焚き火など小さな火がきっかけとなり、簡単に燃え広がって大火災になるおそれがあります。土地を所有、管理されている方は早めに枯れ草の除去をお願いします。今年も消防署では、11月から管内全域を巡回して枯れ草の調査と、火災予防上危険と思われる空き家の調査を同時に実施します。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、放火されない環境作りにご協力をお願いします。

●問合せ先

海部南部消防署
☎ 5210119



救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病气やけなどで倒れるか分かりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学びましょう。

■上級救命講習(8時間コース)

●日 時

11月19日(日)

午前8時30分～午後5時30分

●場 所

海部南部消防組合消防署(飛鳥村)

●申込期限

11月10日(金)

●内 容

- ・成人、小児、乳児を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法

■普通救命講習I(3時間コース)

●日 時

12月10日(日)

午前9時～正午

●場 所

海部南部消防組合消防署(飛鳥村)

●申込期限

12月1日(金)

●内 容

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法

●定 員

両日とも32名

●受講資格

在住(小学5年生以上)または在勤の方

●受講料 無料

●受講申込み

電話で受け付けています。

※講習修了者には、修了証を発行します。

●申込み・問合せ先

海部南部消防本部消防課
☎ 5213111
FAX 5213114





子ども・若者育成支援 県民運動強調月間

(11月1日(水)～30日(木))

JRビジネスの横行やスマートフォン等の普及により、若者が犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていることや、ニートの数がいまだ高い水準で推移しているなど、子ども・若者育成に関する問題が多くなっています。そういった状況の中で、この期間は県民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促すことを目的としています。

育てよう 自分に勝てる子

負けない子

主催

愛知県、愛知県青少年育成県民会議

問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部
社会活動推進課青少年グループ
☎052195416175

労働保険の成立手続を 忘れていませんか ～一人でも雇ったら、 労働保険(労災保険・ 雇用保険)の成立手続が 必要です～

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働者を一人でも雇用されている事業主の方で、まだ労働保険の手続きを行われていない場合は、愛知労働局までご相談いただきますようお願いいたします。

問合せ先

愛知労働局
☎052121915503

愛知県内一斉 ノー残業デー

「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」(事務局…県)では、11月第3水曜日を「愛知県内一斉ノー残業デー」として定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11月15日(水)は、効率的に仕事を進め定時に退社し、趣味や家族との団らん等の時間をお過ごしください。

問合せ先

愛知県労働福祉課
☎052195416360

創業セミナー受講者 募集

本セミナーは「特定創業支援事業」として弥富市・大治町・蟹江町・飛鳥村の各商工会が主催し、4市町村と日本政策金融公庫の後援により開催します。創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓の経営の基礎知識を分かりやすく学べるカリキュラムとなっています。

カリキュラム

- ①事業のイメージを具体化する創業計画づくり
- ②創業に必要な人事や労務の基礎知識
- ③売れる仕組みと顧客のつくり方
- ④お金で困らない資金調達と資金繰り

日時

12月10日(日)
令和6年1月21日(日)

両日とも 午後1時～5時30分
(2日間とも参加できる方を対象とします)

場所

弥富市産業会館

対象

創業を予定している方、創業・経営に興味のある方、創業して5年以内の方

受講料

無料

定員

20名(先着順)

問合せ先

飛鳥村商工会
開発部経済課

**「エコモビ」実践キャンペーン
2023」の参加企業・団体
募集**

愛知県では、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしくく使い分ける「エコモビリテイライフ」(エコモビ)を推進しています。この度、県内の企業・団体等を対象に、期間中エコ通勤などに取り組み「エコモビ実践キャンペーン2023」を実施します。

● **募集期限**

12月6日(水)

● **実施期間**

11月16日(木)～12月15日(金)

● **取組内容**

エコ通勤の推進、環境に配慮した自動車利用等の推進など

● **対象者**

県内に所在する企業、各種団体、官公庁等

● **参加方法**

「エコモビ」ホームページから参加登録(FAXまたは郵送も可)

● **提出・問合せ先**

県都市・交通局交通対策課

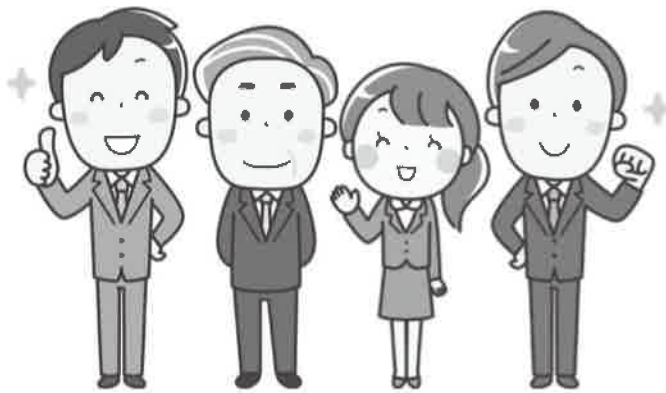
☎ 052-954-6125

(ダイヤルイン)

● **ホームページ**

http://www.pref.aichi.jp/kotsu/econobi

FAX 052-961-3248



**裁判員候補者名簿記載
通知の送付について**

令和5年の裁判員候補者名簿に登録された、18歳以上の方に対して、本年11月中旬頃に名簿に登録されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。

この通知は、来年2月ごろからの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者を選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせがあります。)

● **問合せ先**

名古屋地方裁判所裁判員係

☎ 052-203-8916

飛島村内犯罪状況 (令和5年9月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
9月	0	0	0	0	0
1～9月	0	0	0	0	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
9月	0	0	0	0	0
1～9月	0	1	2	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
9月	0	0	0	0	
1～9月	3	0	0	0	

警察からのお知らせ

**けいさつ
だより**

